



請求対象者

- 加入期間が1年以上の加入者またはその配偶者が令和6年4月1日以降に出産したとき

請求期限

- 支給事由である事実が発生した日（出産日）から2年以内

請求方法

- 出産祝金請求書(様式第2号)にご記入の上、会社の事業主を經由してご請求ください

出産祝金請求書(様式第2号)は <https://okiken-kikin.com/wp-content/themes/kikin/img/pdf/hukushi/240401syussan.pdf>
もしくは当基金ホームページの「福祉事業」よりダウンロードしてください。

添付書類

- 戸籍謄本（原本）または住民票謄本（原本）
※出生児を含む（続柄がわかる）書類 ※親子健康手帳の写しは不可です

支給額

- 新生児1名につき30,000円

支給日

- 毎月請求書が届き次第直近の15日もしくは月末（※金融機関が休日の場合は前営業日に繰り上げ）

【支給例】

